

広報 かがやき

人のうごき (49.5.1現在)

男	15,600人
女	16,760人
計	32,360人
世帯数	7,718

みんなが安心して住める町に...

市環境保全条例のあらまし



経済の高度成長は、われわれにいろいろな夢と現実を与えてきています。ところが急激な経済的・社会的変動に対応した施策が乏しく、企業の公害防止施設や社会公共施設の整備の不足、計画的な土地利用の不備などのため、空気が、水が汚れ、騒音、悪臭などによる公害がいたるところに発生し、人間の健康や生活環境に対する脅威となり自然環境を破壊する深刻な社会問題となつていきました。

当市でもこれらの現象は年々その件数が増加の一途をたどつていきました。このような事態のなかで私たちは、環境の保全に努め公害を未然に防ぎつつ、市民共同の財産である美しい水と緑を現世代のみならず子孫に維持伝承していく義務があります。市はおおむね次の観点から、環境保全審議会に環境保全の条例案を諮問しました。審議会は慎重に審議を重ね、市長に対し答申、この答申により条例案を市議会に上提審議を経て議決され制定されたものです。

5 市民は環境の保全に協力するとともに、市民共同の財産である公共施設の汚損または破壊

4 事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、自らの責任において必要な措置を講じ、行政機関の行う公害防止、または環境保全のための施策に協力するよう義務づけました。

3 市長は市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、自然環境及び生活環境に適合する土地利用計画や、環境保全の施設整備を自らすすめるとともに公害発生源についての規制措置や、工場等の事前調査あるいは事業者に対する助成等その責務を明らかにしました。



2 条例としてはめずらしい前文形式をとり、条例のもつ理念を明らかにしました。

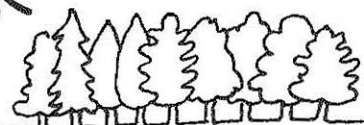
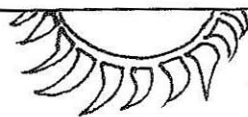
1 昭和四十七年五月一日、騒音規制法による福井県知事の地域指定がなされ、規制基準の遵守が義務づけられたため、指定地域内と外及び特定施設とそれ以外との間に矛盾が生じました。このように国の公害関係法令並びに福井県公害防止条例の規制を受けるものと受けないものとの間に大きい矛盾がでてきたので、当市の地域的特性を考慮しながら制定しました。

6 工場等または家畜飼養施設については、設置しようとする者は、あらかじめ市長に申請書を提出し認可を受けていただくことや、一定規模以上の工場等を設置しようとする時は緩衝地域を設けるなど、快適な環境確保のための規制事項を明らかにしました。

7 し尿浄化施設(水洗便所)を設置しようとする者は、その放流水の放流できる範囲を明らかにしました。

8 その他、地域環境を阻害する行為の禁止や公害紛争に係る調整機関の設置をすることとし、また、このほか、違反者に対して罰則を適用することなどを明確にしていますが、ようは現時点の公害を排除するとともに、将来にわたつての公害発生に対処する公害未然防止行政を主眼としました。

きれいな地球ひろがる未来



第1章 総 則

第1節 定 義

第1条 (定義)

第2節 市長の責務

第2条 (基本的責務)

市長はあらゆる施策を通じて、公害の防止に努め、かつ、良好な自然環境及び生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。

第3条 (環境保全の基本的施策)

第4条 (環境保全の施設整備)

第5条 (環境保全の対策措置)

第6条 (環境基準の設定)

第7条 (規制措置)

第8条 (調査、研究)

第9条 (工場等の事前調査)

第10条 (公害防止協定の締結)

第11条 (監視)

第12条 (公表)

第13条 (市民意識の啓発)

第14条 (事業者に対する助成等)

第3節 事業者の責務

第15条 (基本的責務)

事業者は、その事業活動によって生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害防止、又は環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

2. 事業者は、公害関係法令及びこの条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として、公害の防止について最大限の努力を怠ってはならない。

第16条 (環境保全の義務)

第17条 (公害防止協定の遵守)

第18条 (監視及び報告)

第4節 市民の責務

第19条 (基本的責務)

市民は、環境の保全に努め、常に自ら公害を発生させないようにするとともに、その所有又は管理に属する土地等について、清潔の保持、雑草の除去、植樹の促進等常に適正に管理し、環境の美化に努めなければならない。

2. 市民は、市民共同の財産である公共施設(公共建物、道路、水路、公園、広場、駐車場等)並びに記念物を汚損又は破壊してはならない。

第20条 (監視の協力)

第2章 公害発生源の規制

第1節 工場等

第21条 (規制基準の遵守等)

工場等を設置している者は、当該工場から規則で定める規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度。以下同じ)をこえるばい煙、粉じん、汚水、騒音、悪臭を発生させ、排出させ又は飛散させてはならない。

第22条 (燃料基準の遵守等)

第23条 (位置の制限)

第24条 (緩衝地域の設置)

第25条 (水量測定器の設置)

第26条 (集じん装置の設置)

第27条 (屋外作業の制限)

第28条 (工場等の設置の認可)

工場等を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出し、認可を受けなければならない。

2. 市長は、前項の規定により提出のあった申請書の内容が次の各号のすべて(当該申請の内容により次の各号のうち必要としない事項があるときは、当該事項を除いた各号のすべてとする。)に該当するときは、これを認可しなければならない。

- (1) 第21条第1項に定める規制基準に適合するとき
- (2) 第22条に定める燃料基準に適合する燃料を使用するとき
- (3) 第23条に定める位置の制限に違反しないとき
- (4) 第24条に定める緩衝地域を設置するとき
- (5) 第25条第1項に定める水量測定器を取り付けるとき
- (6) 第26条に定める集じん装置を設置するとき

3. 市長は、第1項の認可をするに当たっては、環境破壊の防止のため必要な限度において、条件を附することができる。

第29条 (経過措置)

第30条 (工場等の変更の認可)

第28条の規定による設置の認可を受けた工場等又は前条第1項の規定による届出をした工場等で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出し、認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

第31条 (完成届、認定及び使用開始の制限)

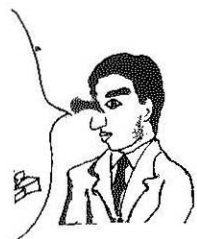
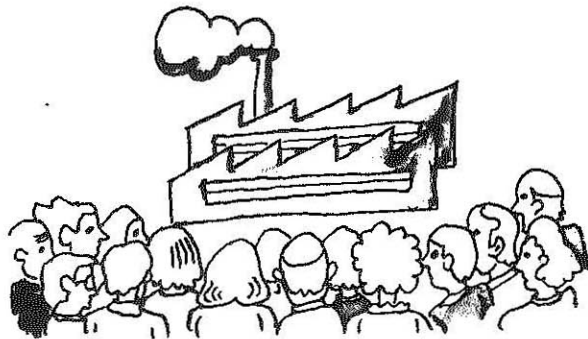
■市長は、あらゆる施策を行うなかで公害が発生しないように努力し、住みよい自然環境及び生活環境を保ち、市民が健康で安全な生活が出来るようにしなければならない。



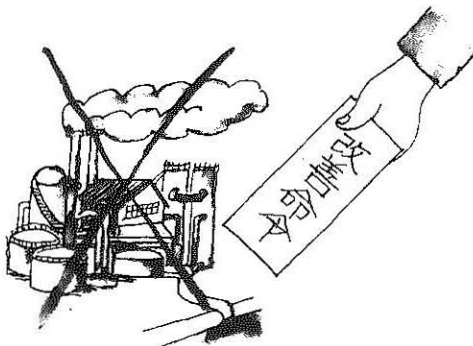
■事業者は、事業活動により生ずる公害を防ぐために、責任をもって必要な措置をとると共に行政機関の環境保全の施策に協力しなければならない。



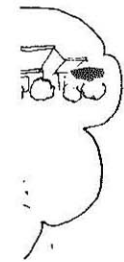
■工場等を設置している者は、規則で定める規制基準(四ページ別表参照)を遵守しなければならない。



■市長は、工場等が認可基準に違反している場合、または危険物・有害物質を発生させたり、流出したりして、人の健康、または生活環境に障害がおきていると認めるときは、改善命令を出し、これを改めさせる。市長は、改善命令に従わない工場等設置者に認可を取り消すことが出来る。



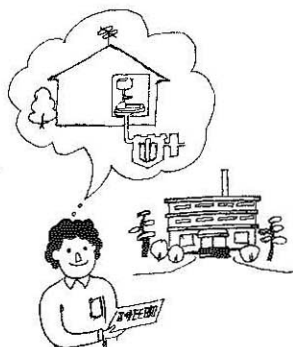
■家畜を飼養する施設を設置している者は、規則で定める規制基準(四ページ別表参照)を遵守しなければならない。



■し尿浄化施設を設置している者は、規則で定める規制基準を遵守しなければならない。



■し尿浄化施設を設置、または変更しようとする者は、市長に届け出なければならない。



- 第32条 (公害防止担当者の選任等)
- 第33条 (産業廃棄物の処理)
- 第34条 (ばい煙等の減少計画)
- 第35条 (事故届)
- 第36条 (廃止届)
- 第37条 (承継)
- 第38条 (改善命令)

市長は、工場等が第28条第2項の認可基準に違反している場合のほか、危険物又は有害物質を発生若しくは流出させ、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしているときと認めるときは、期限を定めて当該工場等におけるばい煙、粉じん、汚水、騒音、悪臭の防止の方法、建物又は施設の構造若しくは配置、燃料の質等の改善その他公害防止に必要な措置を命ずることができる。

第39条 (認可の取消し等)

市長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき、又は工場等を設置している者が第30条第1項の規定による認可を受けずに当該工場等を変更したときは当該工場等の設置の認可を取り消し、又は当該工場等における作業の一時停止を命ずることができる。

2. 市長は、第28条第1項の規定による認可を受けずに工場等を設置している者、又は前項の規定により工場等の設置の認可を取り消された者に対し、当該工場等の移転、又は操業の停止を命ずることができる。

第2節 家畜飼養施設

第40条 (規制基準の遵守等)

市域内において牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏及びあひる(以下「家畜」という)を飼養する施設(以下「家畜飼養施設」という)を設置している者は、規則で定める規制基準を遵守しなければならない。

第41条 (家畜飼養施設の設置の認可)

家畜飼養施設を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出し、認可を受けなければならない。

2. 市長は、前項の規定により提出のあった申請書の内容が前条第1項に定める規制基準に適合しているときはこれを認可しなければならない。

第42条 (経過措置)

第43条 (家畜飼養施設の変更の認可)

第44条 (完成届、認定及び使用開始の制限)

第45条 (廃止届及び承継の準用)

第46条 (改善命令)

第47条 (認可の取消し等)

第3節 し尿浄化施設

第48条 (規制基準の遵守等)

し尿浄化施設(建築基準法第31条第2項に定めるし尿浄化槽をいう。以下同じ)を設置している者は、当該し尿浄化施設から規則で定める規制基準をこえる汚水又は悪臭を排出させ又は発生させてはならない。

第49条 (し尿浄化施設の設置の届出)

し尿浄化施設を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第50条 (経過措置)

第51条 (し尿浄化施設の変更の届出)

第52条 (実施の制限)

第53条 (位置及び放流先の制限)

第54条 (計画変更勧告)

第55条 (廃止届及び承継の準用)

第56条 (改善勧告及び改善命令)

第4節 地域環境を阻害するその他の行為

第57条 (拡声機の使用制限)

第58条 (夜間の静穏の保持)

第59条 (燃焼不適物等の燃焼禁止)

第60条 (廃棄物の不法投棄の禁止)

第61条 (愛かん動物の飼育者の義務)

第62条 (停止命令等)

第3章 雑 則

第63条 (紛争の処理)

第64条 (立入検査等)

第65条 (報告の徴収)

第66条 (規則への委任)

第4章 罰 則

第67条 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

第68条 5万円以下の罰金

第69条 3万円以下の罰金

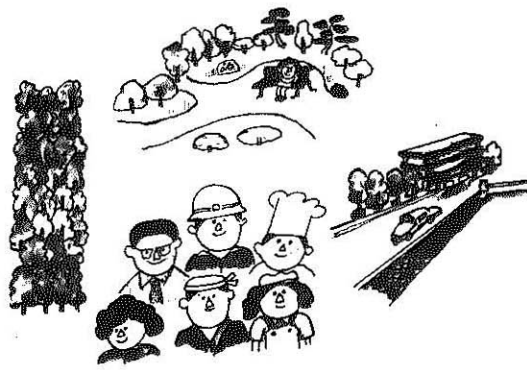
第70条 1万円以下の罰金

第71条 料 料

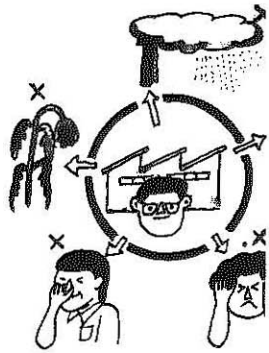
第72条 (尚罰規定)

附 則

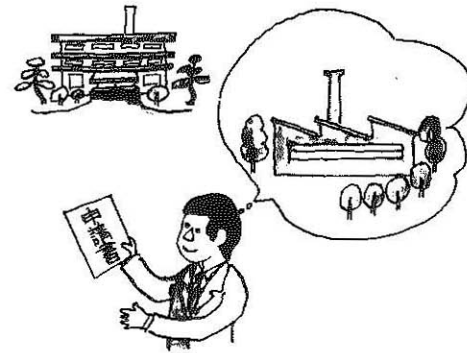
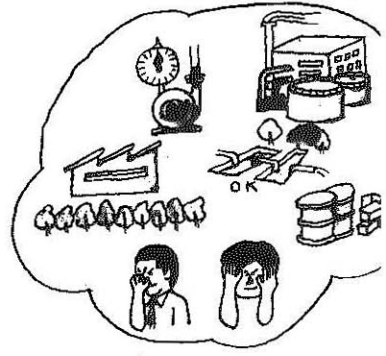
1. (施行の期日)
2. (経過措置)



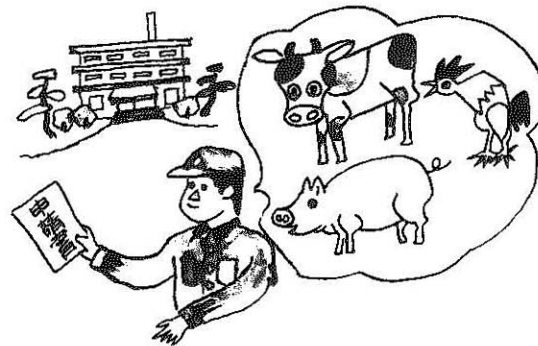
■市民は、自ら自然環境及び生活環境の保全に努めると共に、公害を発生させてはならない。
また、市民共同の公共施設、記念物を汚したり、破壊してはならない。



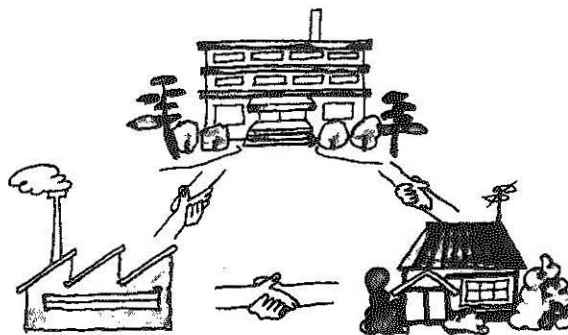
■工場等を新たに設置、または変更しようとするときは、市長に申請書を提出し認可を受けなければならない。



■家畜飼養施設を設置、または変更しようとする者は、市長に申請書を提出して認可を受けなければならない。



「ふるさと勝山」それはまばゆい青さ、やまなす緑、清らかな流れをたたえています。これこそ私たちの幸福の象徴といえる環境です。
市長と事業者と市民の三者が一体となって、自然を守り生活環境をよくなり、子孫にこの勝山のすばらしさを残していかなければなりません。それが私たちの使命です。
そのために制定された条例ですから、三者が協力して規則を遵守しましょう。



別表第1 工場等とは

- 1 定格出力の合計が2.25キロワット以上の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業を常時行う工場又は事業場
- 2 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.25キロワット未満の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業を常時行う工場又は事業場で次に掲げるもの
 - (1) 織物工場、編物工場、サイジング工場、ねん糸工場、分繊工場、仮蒸工場、糸巻工場、編レース工場又は組む工場
 - (2) 印刷所又は製本所
 - (3) 砂利採取作業所
 - (4) 木工所又は製材（チップ製造を含む。）所
 - (5) 鉄工所
- 3 次の各号に掲げる工場又は事業場
 - (1) ゴルフ場及びゴルフ練習場
 - (2) 廃品の集積場又は解体処理場（敷地面積100平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) 窯業若しくは土石製品製造工場
 - (4) 電気製品製造工場
 - (5) 金成製造工場
 - (6) 繊維の染色若しくは漂白を行う事業場
 - (7) 写真フィルム現象所
 - (8) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工所
- 4 1日当たりの平均的な重油使用量が0.3キロリットル以上の工場又は事業場
- 5 クーリングタワーを使用する工場又は事業場
- 6 伝熱面積（総理府令で定めるところにより特定した伝熱面積をいう。以下「伝熱面積」という。）が5平方メートル以上のボイラー（熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を有する工場又は事業場
- 7 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上、又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上の廃棄物焼却が有する工場又は事業場
- 8 1日当たりの平均的な排水量が30立方メートル以上の工場又は事業場

別表第2 工場等に適用する規制基準

- 1 ばい煙に係る規制基準（省略）
- 2 粉じんに係る規制基準（省略）
- 3 汚水に係る規制基準（1日の排水30立方メートル以上の工場等）

項目	排水基準
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	日間平均 120 最 大 160
化学的酸素要求量 (単位 mg/l)	日間平均 120 最 大 160
浮遊物・質量 (単位 mg/l)	日間平均 150 最 大 200
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/l)	鉱油類含有量 5 動植物油類含有量 30
フェノール類含有量 (単位 mg/l)	5
銅含有量 (単位 mg/l)	3
亜鉛含有量 (単位 mg/l)	5
溶解性鉄含有量 (単位 mg/l)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 mg/l)	10
クロム含有量 (単位 mg/l)	2
弗素含有量 (単位 mg/l)	15
大腸菌群数 (単位 個/cm)	日間平均 3,000
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気をおびないこと。

4 騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 AM 6 ~ AM 8時	昼 間 AM 8 ~ PM 7時	夕 PM 7 ~ PM 10時	夜 間 PM 10 ~ AM 6時
第一種区域	45 ホン	50 ホン	40 ホン	40 ホン
第二種区域	50 ホン	60 ホン	50 ホン	45 ホン
第三種区域	60 ホン	65 ホン	60 ホン	55 ホン
第四種区域	65 ホン	70 ホン	65 ホン	60 ホン
その他の区域	60 ホン	65 ホン	60 ホン	55 ホン

5 悪臭に係る規制基準

項目	規制基準
悪 臭	工場等の敷地境界線上における臭気強度が附表の0からIIIまでとする。

附 表

臭気強度	臭 気 の 程 度
0	無 臭
I	やっと感知できる程度（検知閾値濃度）
II	弱いにおい（認知閾値濃度）
III	らくに感知できるにおい
IV	強いにおい
V	強烈なにおい

別表第3 工場等に適用する燃料基準

燃料使用量(単位 kl/日)	0.3以上1未満	1以上3未満	3以上
燃料中のいおう含有率 (単位 %)	1.9	1.7	1.5

(ロ) 暫定基準 (当分の間この基準を適用する)

燃料使用量(単位 kl/日)	0.3以上1未満	1以上3未満	3以上
燃料中のいおう含有率 (単位 %)	2.3	2.1	1.9

別表第4

工場等に適用する緩衝地域の設置基準

工場等の敷地面積	工場等の周囲に設置する緩衝地域の規模
9,000平方メートルをこえ 20,000平方メートル未満のもの	幅員3メートル以上のもの
20,000平方メートル以上 40,000平方メートル未満のもの	幅員5メートル以上のもの
40,000平方メートル以上のもの	幅員8メートル以上のもの

別表第5

工場等に適用する集じん装置の設置基準 (省略)

別表第6

家畜飼養施設に適用する規制基準

1 排水に係る規制基準

項目 施設 の区分	水素イオン濃 度(水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l)	浮遊物質量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 個/cm)	色又は臭気
既 設	5.8以上 8.6以下	300 日間平均230	250 日間平均180	日間平均 3,000	放流先で支障をきたすような色又は臭気をおびないこと。
新 設	5.8以上 8.6以下	160 日間平均120	200 日間平均150	日間平均 3,000	

2 悪臭に係る規制基準

項 目	規 制 基 準
悪 臭	家畜飼養施設の敷地境界線上における臭気強度が附表の0からIIIまでとする。

附 表

臭気強度	臭 気 の 程 度
0	無 臭
I	やっと感知できる程度（検知閾値濃度）
II	弱いにおい（認知閾値濃度）
III	らくに感知できるにおい
IV	強いにおい
V	強烈なにおい

3 畜舎等の構造設備の基準 (省略)

4 羽頭数に係る位置の制限 (新設のみ)

家畜の種類	飼養羽頭数	家畜飼養施設の設置可能場所
牛・馬・豚	100頭以上	住宅連たん地域から50メートル以上離れた地域
めん羊・山羊	20頭以上	
あひる	500羽以上	
鶏	1,000羽以上	住宅連たん地域から100メートル以上離れた地域
牛・馬・豚	30頭以上	
鶏	3,000羽以上	
牛・馬・豚	50頭以上	住宅連たん地域から500メートル以上離れた地域
鶏	5,000羽以上	

別表第7

し尿浄化施設に適用する規制基準

項目	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 個/cm)	色又は臭気
処理 対象人員 100人以下	5.8以上8.6以下	日間平均90	日間平均 3,000	放流先で支障をきたすような色、又は臭気をおびないこと。
101人以上 500人未満	5.8以上8.6以下	日間平均60	日間平均 3,000	

勝山市環境保全条例施行規則

(位置及び放流先の制限)

第27条 条例第53条に規定する規則で定めるし尿浄化施設の位置及び放流水の放流先は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) し尿浄化施設の位置

- ア し尿浄化施設の機能を適正に維持管理することができる場所
- イ 公衆衛生上良好な環境を保持することができる場所
- ウ 近隣住民に不快感を感じさせない場所

(2) 放流水の放流先

- ア 放流先の水量が放流水量の数倍以上を有し、かつ、停滞していない公共の河川又は下水路であって、市長が支障がないと認めたとする
- イ 放流経路が地中に埋没され、かつ、清掃が可能なように設置された暗きよであって当該暗きよが前アに掲げる公共の河川又は下水路に接続されている場合

工場等の設置、変更の場合は

家畜飼養施設の設置、変更の場合は

し尿浄化施設の設置、変更の場合は

公害防止資金融資制度をご利用の場合は

総務課生活環境係へ

農林課農業振興係へ

保健衛生課衛生係へ

商工課商工観光係へ